

福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想推進業務委託仕様書

1. 委託業務名

福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想推進業務

2. 委託期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

3. 業務目的

本県では、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を49%削減する目標を掲げている。目標の達成に向けて、化石燃料から非化石燃料への転換が求められているが、次世代エネルギーとして注目されている水素・アンモニアは、現状では、コストの高さと需要・供給の拡大およびサプライチェーンの構築が課題となっている。

こうした課題を解決するために、県では令和6年度に、県内および近隣府県を含む広域的な需要・供給のポテンシャルを調査し、水素・アンモニアサプライチェーンの構築や利用拡大に向けて、今後の取組みを示した「福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想」を策定した。

本業務では、構想に基づき、県内で水素・アンモニアを利用したモデルケースの創出に向けて、候補となる事業者の絞り込みを行い、利活用モデルの検討を行うとともに、令和6年度調査の課題であった供給事業者から本県への供給可能量や供給拠点から本県への供給に係るコストの算出を行うことを目的とする。

4. 業務内容

(1) 需要家となりうる事業者の特定

令和6年度の調査では、事業者に対して水素・アンモニアへの関心や保有設備に対するアンケート・ヒアリング調査を実施した。調査結果を踏まえて、水素・アンモニアの導入意欲が高い企業に対して、早期（令和8年～令和11年）の導入可能性を調査するとともに、導入可能性が高い企業での利活用モデルを検討する。

以下の事項に留意すること。

- ・令和6年度の調査結果から導入意欲の高い企業を中心に10社以上に対して早期の導入可能性を調査すること。
- ・導入可能性が高い企業での水素・アンモニアの利活用モデル（ボイラー混焼、燃料電池の設置等）を検討すること
- ・水素・アンモニアの利活用にあたって新設・更新が必要な設備、価格等を整理すること。

- ・利活用モデルに応じた水素等の要件（純度など）について整理すること。
- ・利活用モデルごとに水素・アンモニアの必要量と価格を整理すること。
- ・その他、利活用にあたっての課題整理や行政に求める内容を調査すること。

（２） 本県への供給が可能な供給事業者の特定

令和６年度の調査では、国内の大規模港湾等で水素・アンモニアの供給拠点を目指す事業者に対して、将来的な本県への供給可能性を調査し、船舶の定期航路や貨車、トラックによる供給が可能な地域（事業者）からの供給可能性が整理された。本調査では、本県および隣接府県の需要量（令和６年度調査結果や業務内容（１））を参考に、本県への供給可能性がある地域（事業者）に対して、本県への供給可能量を調査する。

以下の事項に留意すること。

- ・供給事業者による域内・域外への供給計画、供給量等を踏まえた上で、本県への供給可能量や供給可能時期を整理すること。
- ・水素・アンモニアの供給価格についても調査すること。

（３） 供給に係る各種調査・検討

業務内容（２）で整理した、本県への供給が可能な供給拠点から、本県までの輸送手段・ルートを検討し、供給に係るコストを調査する。あわせて、水素・アンモニアの輸送に係る法規制を整理する。

以下の事項に留意すること。

- ・業務内容（２）で整理した国内供給拠点から本県への輸送手段・ルートを検討し、供給に係るコスト（流通コスト）を整理すること。
- ・業務内容（２）の結果を踏まえて、本県への水素等の供給価格を整理すること。
- ・海上（船舶輸送）、陸上（貨車、トラック）の輸送において、法規制上通行可能なルートを検討するとともに、輸送の妨げとなる法規制を整理すること。

（４） 早期の利活用開始に向けた検討

業務内容（１）で整理した事業者において、早期の利活用開始に向けて、必要な設備や導入に係るコスト、水素・アンモニアの必要量に対する価格を整理し、支援内容の検討を行う。

以下の事項に留意すること。

- ・業務内容（１）で整理した利活用モデルの実現および、利活用を継続していくにあたって必要な設備やコストを整理すること。
- ・早期の利用開始に際して、既存の水素・アンモニア供給事業者の供給コストを整理すること。

- ・水素等の利活用について、参考になる先行事例を整理すること。
- ・事業者への調査結果や国内の先行事例を参考に必要な支援内容を検討すること。

5. 成果物の提出

受託者は業務結果を取りまとめた以下の資料を作成し、委託期間内に提出すること。

- ① 報告書
- ② 上記データを格納した電磁的記録媒体（CD-R等）

6. 留意事項

- ・本業務実施にあたっては、必要に応じて委託者と協議・打合せを行い、指示に従って業務を進めること。
- ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、提供された資料等あるいは引き渡す資料等の漏洩および紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本県の承諾なく複写および複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本県に返還するものとし、電子情報にあたっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- ・本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。